

整理番号：9-2

提言題名：税金の支払いについて

【提言の内容】

国保税や市民税などの公共料金の支払いの際、銀行口座に残高が不足していた時は、次の引き落としの際に2回分合計で引き落としをして、支払うことができるようにしてはどうでしょうか。民間会社ではそのようなことが出来ます。

(令和元年10月受付)

【回答】

現在市税等の口座振替は、各期ごとに納期限日に口座振替をしております。金融機関から振替結果が返却されるまで一週間程度かかり、さらに返却後コンピューターによる事務処理に数日かかります。そして、口座振替や納付書で納入いただいた結果を踏まえて、未納の方には、地方税法に基づき督促状を発送しております。督促状の発送につきましては、概ね納期日から15日後のデータ（納付書及び口座振替で納入分）を基準に作成しているため、再振替をすると督促状へ口座振替結果を反映することが出来ません。

以上のような理由から、再振替は困難との結論になりました。また、他の自治体でも再振替を実施しているところは無いと聞いております。

ご不便をおかけして大変申し訳ないとは思いますが、ご理解ご協力を頂き、今後の税金の納付についても、お願いを申し上げます。

(納税課 令和元年10月回答)